

社保研究部だより

新製有床義歯管理料と歯科口腔リハビリテーション料1

今回の社保研究部だよりでは、新製有床義歯管理料（義管）と歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」（歯リハ1（1））を解説する。義管、歯リハ1（1）ともに1口腔単位の算定となり、対象となる装置の歯数によって「困難な場合」と「それ以外」に点数が分かれる。また、原則月1回いずれかの算定となるが、一部同月内であってもそれぞれ算定できる場合もあるので整理したい。

新製有床義歯管理料（義管）

新たに製作した有床義歯を装着した日の属する月に、有床義歯の適合性などを検査し、患者またはその家族などに、義歯の取扱いや保存・清掃方法などについて必要な指導した上で、その内容を文書で提供した場合に月に1回算定する。その場合、新製した義歯の歯数で「困難な場合」か否かを判断する。提供した文書は、カルテに添付する。

困難な場合 （9歯以上の局部床義歯または総義歯を） 新たに装着した場合	230点
上記以外の場合	190点

患者への提供文書

- ・欠損の状態
- ・保険医療機関名
- ・指導内容などの要点
- ・担当歯科医師の氏名

歯科口腔リハビリテーション料1（歯リハ1（1））

口腔機能の回復または維持を主眼として、有床義歯を装着している患者に対し有床義歯の適合性や咬合関係などの検査を行い、義歯の状態を説明したうえで義歯の調整または指導を行った場合に、月1回に限り算定する。その場合、調整の対象となる義歯の歯数で「困難な場合」か否かを判断する。カルテに調整方法および調整部位または指導内容の要点を記載する。

困難な場合 （9歯以上の局部床義歯または総義歯を） 調整または指導した場合	124点
上記以外の場合	104点

義管と歯リハ1（1）の算定ルール

①義管算定から1年以内の同一部位の新製

義管の算定から同一初診中の1年以内は義歯を新製しても歯リハ1（1）を算定する。義管算定から、1年を超過した場合は、義管が算定できる。

自院で義歯を新製した場合（同一初診）

2021年 11月	12月	...	5月	...	10月	2022年 11月
新製	調整		新製		調整	新製

義管 歯リハ ... 歯リハ ... 歯リハ 義管

装着月	装着月の翌月～1年以内	装着月から1年超
-----	-------------	----------

②義管算定から1年以内の別部位の新製

1年以内に別部位の有床義歯の新製をした場合も、歯リハ1（1）を算定する。例えば、上顎総義歯の新製で「困難な場合」230点をすでに算定し、1年以内に76|67の部分床義歯を装着した場合であっても義管は算定できない。また、翌月以降に上下の義歯の調整や指導をした場合、1口腔単位の歯リハ1（1）はいずれかの装置の歯数で算定するため、上顎総義歯の

新製した部位とは別部位に新製した場合の義管と歯リハ（同一初診）

	2021年 11月	12月	2022年 1月	2月	...	10月	11月	12月
7-1-7	新製	調整	調整	調整		調整	調整	調整
76 67			新製※1				新製※2	

義管 歯リハ 歯リハ 歯リハ ... 歯リハ 義管 歯リハ

230点	124点	124点※3	124点	...	124点	190点	124点
------	------	--------	------	-----	------	------	------

装着月	装着月の翌月～1年以内	装着月から1年超
-----	-------------	----------

- ※1 義管算定から1年以内の新製は、歯リハ1（1）を算定する
- ※2 前回の義管算定から1年を超えた場合は、義管が算定できる
- ※3 上顎FDフテキ病名が必要

「困難な場合」の算定となる。この場合、7-1-7 FDフテキの病名が不可欠になる（上図）。

③新製後の同月に別部位の修理や床裏装

新製した月に、別部位の義歯修理や床裏装をした場合、新製にかかる義管または修理や床裏装にかかる歯リハ1（1）のいずれかを算定する。義管を算定し歯リハ1（1）を算定しない場合であっても、修理や床裏装の費用は別に算定する。

同月の新製と別部位の修理

	11月	12月以降
上顎	修理	調整
下顎	新製	調整

義管 歯リハ 歯リハ

④有床義歯床下粘膜調整処置（T.コンデ）

有床義歯の新製または床裏装に着手する日より前に、旧義歯の不適合の原因である床下粘膜異常を改善するため、有床義歯床下粘膜調整処置（T.コンデ）を実施した場合、T.コンデと同月の歯リハ1（1）は算定できる。

T.コンデを行い床裏装した場合

10月	11月	12月
T.コンデ	T.コンデ	床裏装

歯リハ 歯リハ 歯リハ

また、その月内に新製義歯を装着した場合は、義管が算定できるが、同月に歯リハ1（1）との併算定はできない。そのため月初にレセコンが算定を促しても歯リハ1（1）の算定を見送る必要がある。

T.コンデを行い新製した場合

	11月
T.コンデ	新製

歯リハ 義管※

※同月に歯リハ1（1）の算定をしなければ、義管は算定できる。

なお、T.コンデは旧義歯が不適合で床裏装や再製が必要な場合に実施する。T.コンデを繰り返す、床裏装や新製がない場合は、指導でも指摘されているので、注意が必要となる。

⑤新製を前提に旧義歯の修理または調整を行った場合
原則は、義管と歯リハ1（1）は同月内の併算定はできないが、有床義歯の新製が予定されている月に旧義歯の修理または調整が必要な場合は、同月であっても修理や調整に係る歯リハ1（1）と義管が同月内にそれぞれ算定できる。

例えば、有床義歯が破折し、再製が必要となり、新製までの間に旧義歯を修理し、同一部位に月内に新製義歯を装着した場合であれば、同月内であっても歯リハ1（1）と義管の併算定が認められる。

新製を前提とした旧義歯の修理・調整

	11月
同一部位	旧義歯修理または調整
	新製

歯リハ 義管

患者への情報提供文書を販売しています

- ①「歯科疾患管理計画書（初回用）」
 - ②「歯科疾患管理計画書（継続用）」
 - ③「新製義歯管理に関する説明書」
 - ④「補綴物維持管理に関する説明書」
 - ⑤「お口の中をいつもきれいにしましょう」
[実地指]
 - ⑥「お口の健康を大切にしましょう」[訪衛指]
- ・1冊50枚綴り B5判（複写式）
 - ・定価各500円（送料別）
- FAX（06-6568-0564）での注文に限ります

